

食の文化とライム産業が育む定住拠点

市報

つくみ

No.781 **12月号**
2011

みんなで描く津久見未来図



第41回 津久見市文化祭（11月12日・13日 市民会館）

- 年金特大号 みんなの国民年金・2～5
- 平成22年 国勢調査 人口基本集計 … 6
- 滞納整理強化月間 …… 7
- トピックス …… 8～9
- 人権ふれあいシリーズ …… 10～11

- こどもの病気対策法④ …… 12
- 公民館だより …… 13
- 福祉情報 …… 14～15
- 子育て応援だより …… 16
- 「子ども手当」が変わりました …… 17

- 保健だより …… 18～19
- 環境ひろば …… 20
- お知らせ …… 21～25
- 日直・当番等 …… 26～27
- すくすくつくみつ子 …… 28

未来のあなたへ 贈り物

国民年金

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、
国民年金に加入することが義務づけられています。

第1号被保険者 となる人

20歳以上60歳未満の自営業、農
林漁業者、学生、第2号被保険者
の配偶者で収入があるため扶養
になっていない人



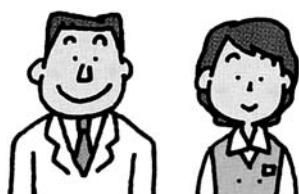
健康推進課年金担当窓口で
加入手続きを行います。

国民年金保険料は自分で納めます。

● 定額保険料(平成23年度)
1ヵ月 15,020円

第2号被保険者 となる人

厚生年金の被保険者・共済組合の
組合員本人



勤務先が加入手続きをします。

厚生年金・共済組合の保険料を納
めます。
国民年金保険料もこの中に含ま
れます。

第3号被保険者 となる人

厚生年金や共済組合に加入して
いる第2号被保険者に扶養され
ている20歳以上60歳未満の妻(夫)



配偶者の勤務先が加入手続きを
行います。

配偶者の加入している厚生年金・
共済組合が制度全体として負担
するしくみになっています。

年金手帳を大切に

国民年金や厚生年金に加入すると年金手帳(基
礎年金番号)が交付されます。

「年金手帳」は、年金に関する手続きの時や、
就職した時に必ず提出を求められます。また、
国民年金と厚生年金保険共通の手帳となっ
ていて、一冊の手帳で2つの年金制度の加入や
脱退の記録がわかるようになっていますので、
加入期間の空白ができるのを防止します。大
切に保管してください。



国民年金の 3つの柱

- ① 年をとったら(65歳になったら)…………… 老齢基礎年金
- ② 病気や事故などで障がい者になったら…………… 障害基礎年金
- ③ 夫が亡くなったとき子のいる妻、または子に… 遺族基礎年金

こんなときは届け出を

届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。届出には、年金手帳の他にもご用意いただくものがあります。手続きをされる時は、事前に届出先にご確認ください。

こんなとき	どうする	届 出 先
国 民 年 金 に 入 る ・ や め る		
20歳になったとき	国民年金の加入手続きをする	第1号被保険者→健康推進課国保年金班 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職した	国民年金の加入手続きをする (被扶養配偶者も同様)	健康推進課国保年金班
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続き	健康推進課国保年金班

保 険 料 を 納 め る		
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を提出する	銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫
保険料を納めるのが困難なとき	全額、多段階免除、納付猶予(30歳未満)の申請をする	健康推進課国保年金班
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	健康推進課国保年金班

知って得する

老齢基礎年金増額のポイント

1. 60歳から任意加入で増やす。

国民年金は、20歳から60歳までの40年間(480月)加入・納付すれば、65歳から老齢基礎年金の満額(年間788,900円)を受け取ることができます。うっかり加入・納付を忘れて40年(480月)に満たない方は、60歳から65歳になるまでの5年間国民年金に任意加入することで老齢基礎年金の受け取り額を満額に近づけることができます。

2. 月々プラス400円の付加年金で増やす。

国民年金第1号被保険者の方に限り、月々の定額保険料(15,020円)に付加保険料(400円)をプラスして納めることで、老齢基礎年金に上乗せされた年金を生涯受け取ることができます。

付加年金(年間受け取り額)の計算式 **200円 × 付加年金保険料納付月数**

(例) 付加保険料を5年間納めた場合

支払い額 400円 × 5年(60月) = 24,000円



受 給 額 200円 × 5年(60月) = 12,000円(年額)

2年間受給すると、支払った保険料と同額を受け取れるため、大変お得です

保険料免除制度

離職後の加入や、所得が少なく保険料の納付が困難な方には「保険料免除制度」があります。前年度の所得に応じて、「全額免除」「4分の3免除（4分の1納付）」「半額免除」「4分の1免除（4分の3納付）」を受けることができます。市役所の国民年金窓口で申請をし、年金事務所の承認を受けると、その期間の保険料の全額または一部の納付が免除されますのでご利用ください。

なお、承認されるとその年の7月から翌年6月までの期間の保険料が免除となります。毎年申請となりますので、翌年以降も引き続き免除を希望される方は、7月以降に新たに申請が必要となりますのでお気をつけください。

免除・猶予・未納の違いは？

	老齢基礎年金を請求するとき	老齢基礎年金の計算 (注1)	障害・遺族年金を請求するときには	後から保険料を納めるとき	納付する保険料 平成23年度単価
全 額 免 除	受給資格期間に入ります	2分の1として計算	納付済期間と同じ扱い	10年以内なら追納できます	月額 0円
3 / 4 免 除	受給資格期間に入ります	8分の5として計算	納付済期間と同じ扱い	4分の3部分は10年以内なら追納できます	月額 3,760円
半 額 免 除	受給資格期間に入ります	4分の3として計算	納付済期間と同じ扱い	半額部分は10年以内なら追納できます	月額 7,510円
1 / 4 免 除	受給資格期間に入ります	8分の7として計算	納付済期間と同じ扱い	4分の1部分は10年以内なら追納できます	月額 11,270円
若年者納付猶予 学生納付特例	受給資格期間に入ります	算入されません	納付済期間と同じ扱い	10年以内なら追納できます	月額 0円
未 納	受給資格期間に入りません	算入されません	受給資格期間に入りません	2年を過ぎると納付できません	

(注1) 平成20年度分までは全額免除は3分の1、4分の3免除は2分の1、半額免除は3分の2、4分の1免除は6分の5が反映されます。

※ 3年目以降、追納する場合は当時の保険料に加算金がつきます。

※ 3/4、半額、1/4免除承認された場合の追納は、残る1/4、半額、3/4部分を2年以内に納付しないと3年目以降の追納はできません。

65歳から老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として25年の受給資格期間を満たした人が65歳になったときから受けられる年金です。

年金を受給するための要件

老齢基礎年金を受給するためには、すくなくとも25年以上の受給資格期間が必要です。

受給資格期間には次のような期間が含まれます。

- ① 国民年金の保険料を納めた期間
- ② 第2号被保険者期間（会社員・公務員）
- ③ 第3号被保険者期間（会社員・公務員に扶養されている配偶者）
- ④ 保険料の免除期間
- ⑤ 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金などの加入期間
- ⑥ 任意加入期間やカラ期間



任意加入とは

「年金額が満額に達しない」「受給資格期間が不足している」という60歳以上65歳未満の人は、任意加入して、保険料を納めることができます。また、昭和40年4月1日以前生まれで受給資格期間が不足している人は70歳になるまで加入できる特例があります。海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人も任意加入できます。

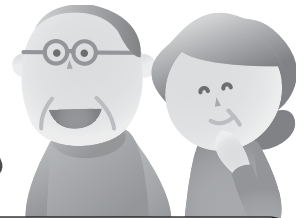
カラ期間とは

年金額には反映されませんが、受給期間として入れることのできる期間です。

- 配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間（昭和61年3月までの期間）
- 国民年金に任意加入しなかった学生の期間（平成3年3月までの期間）
- 若年者納付猶予制度と学生納付特例により保険料を納めなかった期間（追納しなかった場合）



年金相談 Q & A



Q. 年金を受給していた夫が亡くなりました。どのような手続きが必要ですか？

A. 年金を受けていた方が亡くなられたときは、死亡届の提出が必要になります。また、まだ受け取っていない年金（未支給年金）があるときは、亡くなられた方と生活をともしして遺族の方が受け取ることができます。お亡くなりになられた方の年金証書をご持参の上、年金事務所または、健康推進課国保年金班にてご相談ください。

Q. 老齢基礎年金を受けるのに必要な加入期間はどのぐらいですか？

A. 65歳から老齢基礎年金を受給するには、20歳から60歳までの間、年金の納付・免除期間を合わせて最低25年（300月）以上の期間が必要になります。ただし、25年は受給権が発生するということで、40年かけないと年金を満額もらえません。また、受給資格期間が足りない方でも60歳から国民年金に任意加入し受給期間を増やすこともできます。

Q. 今年60歳になりました。仕事を辞め、収入がなくなったため国民年金を貰い始めたいのですが、65歳にならないと請求できないのですか？

A. 国民年金は、基本的に65歳の誕生日の前日から請求ができるようになりますが、繰上げ請求といって60歳から65歳の間に請求できる制度もあります。ただし、繰上げ請求をされた方は65歳到達までの月数に応じた割合で減額された年金を受け取ることになります。また、減額された年金は65歳を越えても引き上げることがないなど、制限が設けられますので内容を確認し、請求するよう注意してください。

Q. 今年で20歳になりましたが、まだ学生です。国民年金に加入する必要はありますか？また、保険料は納めないといけなのですか？

A. 学生であっても20歳になれば年金に加入する必要があります。また保険料の納付については、収入のない学生のために学生納付特例制度があります。10年以内に納付してください。学生証の写しを持って市役所で手続きを行ってください。なお、学生納付特例は毎年更新手続きが必要になりますので、4月以降に手続きをお忘れのないようご注意ください。

Q. 夫が仕事を辞めました。年金の手続きはどのようにすればよいのですか？

A. お仕事を辞められた方が60歳未満であれば国民年金に加入する必要があります。また、奥さんが3号被保険者であった場合も1号被保険者の届出が必要になります。お忘れのないように年金事務所または、市役所にて手続きを行ってください。

お得です。口座振替早割制度

口座振替は、通常「当月保険料を翌月末引き落とし」ですが、「早割制度（当月保険料を当月末引き落とし）」を利用すると、月額50円割引され、お得です。

月額 15,020円 → 14,970円

◎ 問い合わせ先 佐伯年金事務所 健康推進課国保年金班 ☎0972-22-1970 ☎82-4111 内線132

平成22年 国勢調査 人口等基本集計が公表されました

平成22年10月1日実施

世帯数 7,978 世帯
人口 19,917 人

年齢別(5才階級)男女別人口

年齢区分	人口総数	男	女
総 数	19,917	9,318	10,599
0～4	609	306	303
5～9	678	356	322
10～14	824	405	419
15～19	752	372	380
20～24	589	295	294
25～29	795	437	358
30～34	963	473	490
35～39	1,079	544	535
40～44	889	449	440
45～49	1,070	541	529
50～54	1,284	584	700
55～59	1,730	886	844
60～64	1,968	967	1,001
65～69	1,583	736	847
70～74	1,482	637	845
75～79	1,440	595	845
80～84	1,166	435	731
85～89	664	212	452
90～94	273	72	201
95～99	68	13	55
100歳以上	10	2	8
不 詳	1	1	

国勢調査人口の推移

国 調	年 次	世帯数	人 口		
			総 数	男	女
第1回	大正9年	4,336	21,374	—	—
第2回	大正14年	4,869	23,456	—	—
第3回	昭和5年	5,325	26,482	—	—
第4回	昭和10年	5,722	28,878	—	—
第5回	昭和15年	5,902	29,147	—	—
第6回	昭和20年	6,717	32,398	—	—
第7回	昭和25年	6,698	34,169	16,572	17,597
第8回	昭和30年	7,188	36,768	17,853	18,915
第9回	昭和35年	8,024	37,164	17,967	19,197
第10回	昭和40年	8,733	36,870	17,831	19,039
第11回	昭和45年	8,883	33,988	16,346	17,642
第12回	昭和50年	9,035	31,922	15,248	16,674
第13回	昭和55年	9,197	30,454	14,609	15,845
第14回	昭和60年	8,961	28,836	13,778	15,058
第15回	平成2年	8,792	26,797	12,696	14,101
第16回	平成7年	8,675	24,848	11,777	13,071
第17回	平成12年	8,566	23,164	10,948	12,216
第18回	平成17年	8,387	21,456	10,096	11,360
第19回	平成22年	7,978	19,917	9,318	10,599

統計からみた市民の暮らし(平成22年度)

転 入	転 出	婚 姻	離 婚
			
1日に1.1人	1日に1.5人	1月に6.1組	1月に2.6組
出 生	死 亡	人口密度	世帯人口
			
3.1日に1人	1.2日に1人	1km当り259人	1世帯に2.3人

※「統計から見た市民の暮らし」の計算の基礎となる人口及び世帯数は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口によるもので、平成22年国勢調査の数値とは異なります。

12月は県下一斉滞納整理強化月間です！

悪質な滞納は許さない！ 納税は義務です！！



津久見市は大分県税事務所特別滞納整理室と連携し、
財産調査や勤務先への照会等を行い、滞納処分を強化します。
悪質な滞納者については、特に厳しく滞納処分を行います。

※ 滞納処分とは、国税徴収法等に基づき財産の差押えなどを行うことです。市税等の滞納者の財産の差押えや差押えに係る（家宅）搜索、または差し押えた財産の売却などについては、司法（裁判所）の許可無く市の判断で行うことができます。（一般私債権については、裁判所の許可が必要です。）

※ 差し押える財産には、不動産、給料、年金、預貯金、自動車、動産、賃貸料、売掛金、生命保険金などさまざまなものがあります。

※ 悪質滞納者とは、市税等を納付する能力（所得、預貯金、財産など）を有しているにもかかわらず納付しない滞納者や、納付意思や誠意の無い滞納者のことです。

※ 徴税吏員に任命された市職員には、法により質問検査・搜索・差押えなどの権限が与えられています。

徴税吏員に任命された市職員が行う差押えや
搜索を妨害した場合は、公務執行妨害で処罰されます。

**納税は原則として、すべてにおいて優先されます！
納期内納付をお願いします！**

市税等の納付窓口開設のお知らせ

◎ 仕事等により金融機関や市役所窓口で納税等のできない方を対象に、下記の日程で、
税務課の窓口を開設しますのでご利用ください。

記

12月11日（日） 9時 ～ 12時

12月27日（火） 17時 ～ 19時

納付の可能な市税等～市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税
介護保険料・後期高齢者医療保険料

※来庁の際は、別館入口（金融機関のATM設置側）をご利用ください。

※納税以外の相談や申告については対象外です。

◎ 問い合わせ先 税務課 収納対策班 ☎82-9512（直通）

TOPICS

津久見のモイカを一度ご賞味あれ!

津久見モイカフェスタ



11月1日から1月31日までの期間限定で「津久見モイカフェスタ」が開催されていますが、これに先立ち、キックオフイベントが亀の井ホテルで開催されました。

参加している市内11店舗の工夫を凝らした料理は、どれも本当においしそうでした。みなさんもぜひ一度ご賞味ください。

津久見高校は地域とともに 津久見高校振興大会



11月12日、津久見高校地域振興大会が開催され、授業風景などが公開されました。

また今回は、震災で被災した宮城県立利府高校を招待し、硬式野球部の招待試合が行われました。

津久見の芸術 今年も魅せてくれました 第41回 津久見市文化祭



11月12・13日の2日間、市民会館において「第41回津久見市文化祭」が開催されました。展示の部・芸能の部とも、多くの人で賑わい、津久見の芸術を満喫していました。

怖い火事に気をつけて 幼年消防クラブ防火パレード



11月9日、和順幼稚園と白蓮幼稚園による防火パレードが中央町で行われました。

また、11月10日には、保戸島地区幼児教育育成会による防火パレードが保戸島で行われました。

日頃の訓練が家族を守ります 川上区・徳浦区津波避難訓練



11月13日、川上・徳浦区にて、巨大地震を想定した避難訓練がおこなわれました。5～8メートルの津波が予想されるということもあり、家族みんなで高台へと避難をしました。

歴史ある大運動会 第85回 津久見地区体育祭



11月3日、市営グラウンドにおいて津久見地区体育祭が開催されました。千怒・岩屋・宮本・彦ノ内・中田・西ノ内の6区が得点を競う運動会で、今年はなんと第85回。いつまでも続いているほしいものです。

TOPICS

11月は3名の方が100歳を迎えました！

國次ムツさん・里谷秀義さん・薬師寺ユキさん

11月は3名もの方が100歳の誕生日を迎えられました。これからも元気で過ごしてください。



11月5日、誕生日を迎えたセメント町の國次ムツさん。「よかったね。」との問いかけに「よかった」と笑顔で答えていました。



11月5日、誕生日を迎えた大字日見の里谷秀義さん。市長との会話の受け答えもしっかりしていました。



11月18日、誕生日を迎えた薬師寺ユキさん。「しおさい」を市長が訪れ、家族や入所の方たちがたくさん集まって誕生日を祝いました。

できる親切はみんなでしよう 小さな親切運動 実行章表彰・総会



11月19日、市公民館で小さな親切運動実行章表彰式・総会が行われました。地域住民から推薦を受けた方たちに薬師寺支部長から実行章が授与されたほか、紙芝居を通じて優しさについて考えました。

黄綬褒章を受章 川崎元助さん



11月3日に発表されました、秋の褒章で、大字網代の川崎元助さんが黄綬褒章を受章されました。

川崎さんは、豊後大野市でカボスを生産し、大分カボスを全国へ広めることに貢献しました。

秋の叙勲 金田行弘さん



11月3日、秋の叙勲受章者が発表され、大字堅浦の金田行弘さんが旭日双光章を受章されました。

金田さんは、市議会議員として活躍され、地方自治の発展にご尽力されました。

津久見市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定



11月4日、津久見市と津久見警察署の間に、「津久見市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定」が結ばれ、調印式が行われました。

これまで以上に連携し、平和な津久見を目指します。

津久見で育ったブリです 「兵殖」保育園訪問



11月17日、「兵殖」が市内の保育園を訪れ、ブリの切り身を配布しました。今回も給食で「ブリの照り焼き」などを調理しましたが、津久見で育ったブリは、きっとおいしかったでしょうね。

文部科学大臣表彰を受賞 第二中学校区支援地域本部事業



優れた「地域による学校支援活動」として、津久見市の活動が文部科学大臣表彰を受けました。

津久見市は、地域ぐるみで子どもを育てる環境を整えることを目的として、活動をしています。

中学生の作文に学ぶ

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催

第30回全国中学生人権作文コンテスト 内閣総理大臣賞受賞作品

「身近で無意識な人権侵害」

佐賀県佐賀市立東与賀中学校3年

江川麻理香

私が入院したとき、眼科や外科、内科などいろいろな病状の患者さんと知り合いになった。仕事で足を骨折した人、胃を悪くして入院した人、目の手術を受けた人など、年齢や性別、職業も様々で、ふだんあまり接することのない人たちと話す機会に恵まれた。病気やケガの苦労話はもちろんのこと、世代の違う人たちの話はとてもおもしろかった。「人権」について考える時、その中の一人の患者さんのことが頭に浮かんた。

人権侵害とは、障害者やお年寄りなど、立場の弱い人たちに対する差別や、悪意のある偏見からくるものだとばかり思っていた。ところが、たとえば善意であっても思わぬところか

ら人権の侵害になっていることがあるのだと考えさせられたのであった。目の手術を受けたその人は、母と同年代ぐらいの女の人だった。目が不自由なことで、周りの人たちがとてもよくしてくれるのはいいが、そのため困ったり悲しい思いをすることもあるというのだった。私はこれまで、人に優しく親切にすることは、いわば常識であり、当然のことだと思っていただけに大きなショックを受けた。困った時に手を貸してくれるというのに、悲しい思いをするとはどういうことなのだろう。私たちが親切のつもりでやっていることが迷惑になっているというのだろうか。お年寄りや障害者をいたわるのは当たり前であり、それは感謝されることはあっても、迷惑に思うなどとは筋違いではないだろうか。ところが、その人の立場から見れば、

好意のつもりでも、まるで小さな子どものように扱われたり、これは危険だからと勝手に予測されて遠ざけられてしまったりと、自分の意思とは関係なく何でも先回りされてしまうのが悲しいのだそう。目は悪くとも、自分は子どもではないし、できなくはないことにまで、行き過ぎた親切にひどく心を傷つけられるのだという。また、相手がよかれと思ってくれていることだけに、それを断ろうものならあからさまにいやな顔をされたり、急に態度を変えられることもあったりで、かえって気を遣うのだそう。

私ははつとした。今まで手を貸す側から見ることではあっても、逆の立場から考えたことはなかったので大きな衝撃を受けた。いつの間にか、相手より自分を少し高い所に置いて見えていないだろうか。無意識のうちに相手のことを保護すべき弱者だとして見ていないだろうか。私は今、中学生だがそれ以下の子どもも扱われると腹が立つ。いちいち細かいこ

とまで制限されたり禁止されたりすれば、確かにいい気持ちはしない。同じように、障害者や老人に対して危険だの何だのと、その人ができることまでをも禁止し、まだこぼしてもいない湯のみを取り上げるようなことをしてはいないだろうか。

確かに、弱者をいたわり、手助けすることは、人として当然であり必要なことである。しかし、相手の気持ちや状況を考えず、ただ一方的に押しつけるだけの親切はただの自己満足でしかない。見えない人には見えない人なりのやり方や考え方があって、そこに寄り添うための理解がないとしたら、それは人権を侵害しているといえないだろうか。

人は皆、平等である。けれど環境や年齢、身体能力などは同じではない。だからこそ、人としての尊敬の念や思いやり、いたわりの心を持つて接することが大切なのだと思う。

しばらく前の人権侵害とは、人を自分より見下したり、おとしめることで優越感を持つためのものだった

ように思う。そして今、生活や文化が豊かになった現代では、行き過ぎた親切やいたわりが人の心を傷つけ、それが新たな種類の人権侵害の一つになっていくこともあるのだ。

「善意、イコール、感謝されるべきもの」という考え方が全てに当てはまるとは限らない。また、当てはめようとしてはならない。その人にとっての「いちばん」は何か。ひとりひとりを尊重するためには、本当に助けが必要かどうか、出すぎたことをしていないかを見極めることも大切なのだと思う。

「人権」について考えること。それはとても難しいことのように思えるが、意外と簡単なことではないだろう。同じ人間同士が並んで歩くための人と人との間の権利。私たちが無意識のうちに作り出している優劣の壁を取り払うこと。自分の価値観を人に押しつけないこと。自分も相手も同じひとりの人間なのだと、その人の心に寄り添い、理解し合う努力こそ、人権を守る大きな力になると思う。

平成23年度「差別をなくす人権標語」入選作が決まりました

11月19日(土)、津久見市人権フォーラムが開催され、平成23年度「差別をなくす人権標語」で入選を果たしたみなさんの表彰が行われました。このフォーラムでは、人権をテーマに中学生弁論や、コンサートも行われ、今一度、人権について考えるきっかけになったことと思います。

* 優秀賞

【高校生・一般の部】

差別なく地球ぐるみのおつきあい

中町 小野格彦さん

気付こうよかくれた涙深い傷

津久見高校2年 高橋梨奈さん

【小学校低学年の部】

だれとでもなかよくするとぼつかばか

堅徳小学校1年 川野流弦さん

【小学校高学年の部】

ふきとばそういじめの種をやさしやで

青江小学校4年 池田亮太郎さん

【中学校の部】

やめようよ無視にいじめに偏見を

第二中学校2年 濱 鈴加さん

見て見ぬふりそれは差別の第一歩

第二中学校1年 神田智旭さん

入選されたみなさん
おめでとうございます。



* 優良賞

【高校生・一般の部】

その笑顔咲かすあなたの思いやり

津久見高校2年 佐藤佑紀さん

育もう差別をなくす意志の花

津久見高校3年 加藤直行さん

【小学校低学年の部】

友だちの明るいえがおたからもの

津久見小学校3年 竹野海佑さん

【小学校高学年の部】

友だちは自分をささえる宝もの

青江小学校4年 姫野 涼さん

【中学校の部】

優しさで曇った心に虹かける

第一中学校1年 宮崎紗和さん

だいじょうぶはキミからもらったキズぐすり

保戸島中学校3年 高瀬第一さん



中学生弁論
「当たり前を考えると」
衛藤和未さん



大分県出身のmonさんを講師に招き、「生まれてきてくれてありがとう」をテーマにトーク&コンサートが開催されました。

津久見市の小児医療・小児保健の向上を目指して

こどもの病気対策法④

— 食物アレルギー編 —

大分大学 地域医療・小児科分野 是松聖悟

食物アレルギーは乳児の10%、幼児の3%、学童以降でも1〜2%の頻度でみられ、アトピー性皮膚炎の原因のひとつになるだけでなく、重症児では誤食によって30分以内に命の危険に陥るアナフィラキシーにいたることもあります。成長とともに徐々に食べられるようになることも多いのですが、それに気付かず、年余にわたり学校給食にて食物除去が行われている子どもが少なからずみられます。一方、学校ではそれぞれの子どもの重症度が把握できず、少量の誤食でも危ない食材と、食べすぎた場合にのみ痒みが生じるだけの食材を、同等に扱おうとし、憔悴しているとも聞いています。専門の医療機関には、このことで保護者、学校関係者から、多くの相談が寄せられている現状です。

不適切な除去給食は、低身長、痩せだけでなく、免疫力低下、脳の発達障害をも惹起します。ので、大分県内全ての幼稚園、公立小中学校で実態調査を開始しました。津久見市では教育委員会の迅速なご対応にて県内で最初に調査が完了しました。

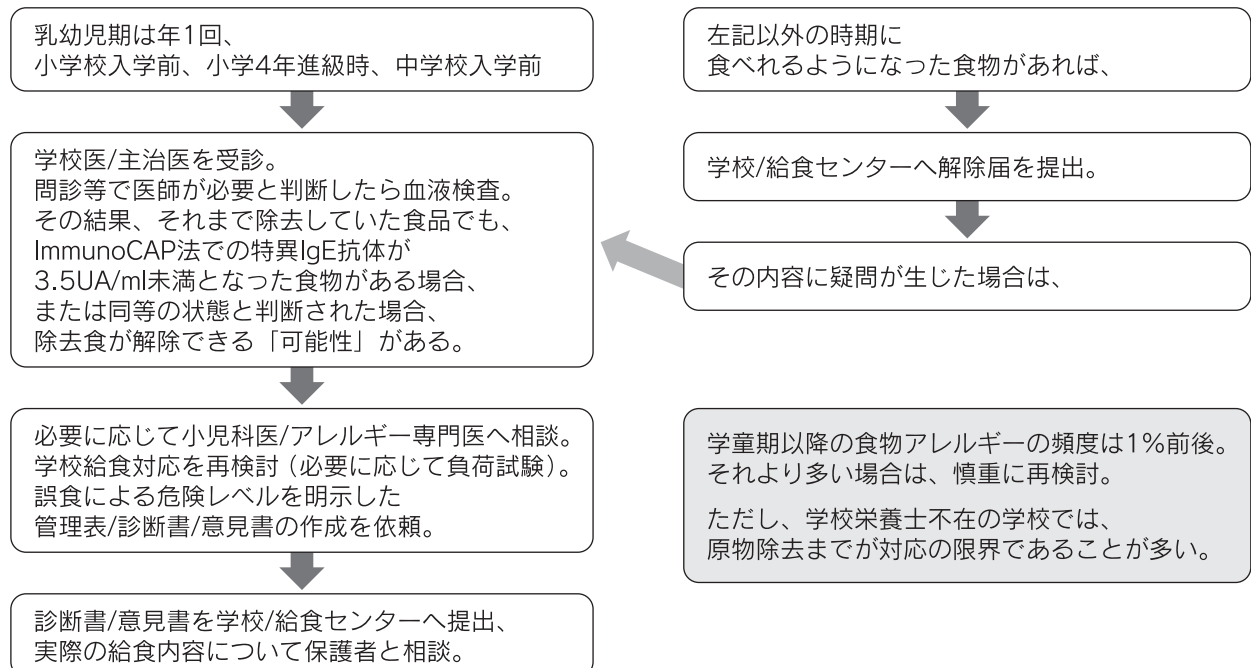
津久見市の食物アレルギーの頻度は幼稚園3.6%、小

学校1.0%、中学校1.0%と、全国レベルと同等です。ただ、除去食の決定に医師のコメントを参考にしている幼稚園、学校は47%しかなく、過剰な除去がなされていないか気になります。また59%の幼稚園、学校では、誤食に気づいた場合、症状が出てから保護者へ連絡するとの回等をいただきました。多くがその対応で事なきを得ると思います。その中に、誤食に気づいた時点で、無症状でも病院に連れて行く必要のある子どもや食材がないか、確認しておく必要があります。

そこで、添付のように、食物アレルギーを持つ子どもは、乳幼児期は年1回、そして小学校入学前、4年生進級時、中学校入学前には各1回、学校医や主治医の先生にご相談いただくことを提案いたします。そして、適切な時期に除去食が解除できるようにし、元気な子どもが育つ街、津久見を達成させましょう。



食物アレルギーの給食対応 フローチャート



公民館は
集い、学び、結ぶところ
地域力を高めます

公民館だより

No.01

津久見市公民館
☎82-2469
FAX 82-7410

12月休館日／12日(月)・23日(祝)・26日(月)・29～31日(年末)

◎お知らせ

津愛大学では、人生をいかに充実したものにしていくかを中心に健康、栄養、生きがいなどについて毎月学習しています。市内にお住まいの60歳以上の方ならいつでも参加できますので、お気軽にお申し込みください。なお、今後の学習会は、次のとおり予定しています。

12月13日(火) 講演「冬期における健康管理」 1月10日(火) 講演「星追いの旅」

2月14日(火) 学習発表会 3月13日(火) 講演「ふるさと細見～学びから地域づくりへ」

※講師は、市内外でご活躍されている方をお願いしています。

◎各種教室の受講生を募集しています！

【パソコン教室】

パソコン教室の受講生を募集します。今回は、《エクセル初級・応用講座》を一つのコースとして教室を開催します。

●日 時／①エクセル初級：12月13日(火)～15日(木)

②エクセル応用：1月25日(水)～27日(金)

※時間は、すべて18時30分から21時30分までです。 ※パソコンの持ち込みも可能です。

●場 所／市公民館研修室(1階)

●受講条件／①市内在住の方 ②期間を通して出席できる方

●受講料／無料。ただし、資料代500円程度が必要です

●募集人員／10名(今回は、過去の受講生を優先します。)

●申し込み／12月6日(火) から、定員になり次第締め切ります。公民館へお申し込みください。

～～～公民館料理教室のレシピを紹介します！～～～

野菜料理教室 ～ 季節のフルーツサラダ ～ ヨーグルトソース

材 料 (4人分)			
りんご	1/2個		
キウイ	1個	<ソース>	
柿	1/2個	プレーンヨーグルト	
レタス	2～3枚		100g
干しぶどう	大さじ2	マヨネーズ	大さじ2
かぼす果汁	大さじ1	かぼす果汁	小さじ2

作 り 方

1. りんごはよく洗って8等分のくし形に切り、芯を取る。皮つきのままいちょう切りにする。
2. キウイは皮をむいて縦半分に切り、うすく切る。
3. 柿は皮をむいて8等分のくし型に切り、種を取る。1と同じようにいちょう切りにする。
4. 1と2と3を合わせてかぼす果汁をかける。
5. レタスはさっと水で洗い水気を切り、小さくちぎる。干しぶどうはかたまりをほぐしておく。
6. ソースの材料を合わせる。器にレタスをしく。フルーツ類を盛り干しぶどうを散らしソースをかける。

【栄養メモ】

1人分エネルギー 67Kcal

西洋の諺に「1日1個のりんごで医者いらず」とあります。りんごは昔から栄養価の高いフルーツとして親しまれており、食物繊維であるペクチンが多く含まれています。食物繊維は、コレステロールの吸収を抑制する・ブドウ糖の吸収を穏やかにする等の効果があり、りんご1個に約2.4g含まれています。

※1日の食物繊維の目標量：男性 19g・女性 17g

作成者 しおさい管理栄養士 神田京子先生



福祉情報

保育園に入所を希望する乳幼児の受付

市内の保育園に平成24年4月の入所を希望する乳幼児の受付を行っています。ただし、入所児童数の関係で5月入所の場合もあります。

▼申込期限 1月31日(火)

※給与所得者の方は平成23年分源泉徴収票を、それ以外の方は確定申告書の写しを必ず提出してください。

【入園基準】

◎保護者が日常家庭内外で就労しているため、家庭内での保育ができない場合

◎保護者が疾病や出産、または看病などのため、家庭での保育ができない場合

▼申込・問い合わせ先

福祉事務所 子育て支援班

☎82-9519

戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に

対する特別給付金を支給しています。

▼対象者

旧ソ連邦またはモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日(特別措置法施行日)に日本国籍を有するご存命の方。(施行日以降に亡くなられた方の相続人は請求できませんが、施行日前に亡くなられた方のご遺族等は、支給対象となっております。)

※対象者の方で、請求書をお持ちでない方は、請求書類を送りますので、お問い合わせください。

※既に特別給付金を支給された方は、再度の請求はできません。

▼請求受付期間

平成24年3月31日まで

※請求期間内に支給の請求をしなかった場合には、支給されません。

▼受付時間 9時～18時

(土・日・祝日を除く)

▼連絡・問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事

業特別基金事業部特別給付金認定担当

☎0570(059)204

心の健康相談

▼内容 心の相談、精神保健・福祉・医療・社会復帰に関すること、アルコール・ひきこもりなど

▼相談日・相談担当者

保健師による相談日

(保健福祉相談)

12月8日(木)

専門医による相談日

12月22日(木)

▼時間

13時30分～14時30分

▼相談場所 中部保健所

※予約制 面接相談

▼問い合わせ先 中部保健所

☎62-9171

12月手話通訳者設置日

▼12月の設置日

5日(月)・12日(月)・19日(月)・26日(月)

▼設置時間

8時30分～12時
13時～16時30分

※プライバシーの保護には細心の注意を払っています。

▼問い合わせ先

福祉事務所 障がい者支援班

☎82-9519

うばめ園交流事業

身体を目覚めさせよう!

▼日時 12月6日(火)

10時～12時

▼場所

地域活動支援センターあゆみ

▼内容

健康教室「演歌ビクス」
運動療法インストラクター

工藤宏一氏

※参加費は無料です。運動靴をご持参ください。

▼申込・問い合わせ先

地域活動支援センターあゆみ

☎82-0353

障がい者のつどい

津久見市身体障害者福祉協議会では、毎年「障がい者週間」に合わせて「障がい者のつどい」を開催しています。

▼日時 12月11日(日)

10時～11時30分

▼場所 津久見市民会館1階

第2会議室

▼講師 渡邊 好 氏

▼演題 「あなたを狙う悪質商
法に気をつけて！」

▼内容 悪質商法の手口やそ
の事例と対策、相談窓口等
について。

※どなたでも参加できます。

▼問い合わせ先

市身体障害者福祉協議会

戸高 ☎82-3563

下戸 ☎82-4802

**大分あったか・はーと駐車場
利用証制度が開始されます**

「大分あったか・はーと駐車
場利用証制度」とは、ショピン
グセンターや公共施設などに
設置された車いすマーク駐車
場を適正に利用していただく
ため、障がいのある方など歩行
困難な方に、大分県内共通の利
用証を交付する制度です。利用
証は、「大分あったか・はーと
駐車場」の看板のある駐車場で
利用可能です。

▼利用証交付対象者

障がい・高齢・難病により

歩行が困難な方、妊産婦・け
がなどにより一時的に歩行
が困難な方。

※対象者等の詳細については
お問い合わせ下さい。

▼申請・問い合わせ先
津久見市福祉事務所

☎82-9519

**プレママ・プレパパスクール
開催のお知らせ**

プレママ・プレパパスクール
を開催します。

▼日時 12月14日(水)

10時～12時

▼場所 津久見市地域子育て
支援センター

▼対象 初めてママ・パパにな
られる方、第2子以降のママ・
パパ・おじいちゃん・おばあ
ちゃんみなで来てください。

▼内容

「ママを支える心の準備」

▼申込方法 前日までに電話
で申込ください

▼問い合わせ先 津久見市地
域子育て支援センター

☎83-5560

第20回 津久見市社会福祉大会が開催されました

10月14日(金)、第20回津久見市社会福祉大会が津久見市民会館で開催されました。当日は社会福祉の推進に貢献された方々の表彰が行われました。また、向井病院院長の向井貴美江さんを迎えて「認知症について考えよう」の演題で記念講演会が行われました。

本大会で表彰された方々は次のとおりです。(敬称略)

津久見市長表彰

津久見市長表彰

- 民生委員児童委員特別功労者／河野勝利
- 介護者／廣瀬米男 齋藤清恵 塩崎通子 西田美恵子
松尾静恵
- 明るい高齢者／江藤アサヒ 神田金丸 神田春子
成松シゲヨ 河崎春子 朝生功 山本重義



社会福祉協議会会長表彰



津久見市社会福祉協議会会長表彰

- 優良社会福祉施設／社会福祉法人豊海会とよみ園
- 自立更生者／松下幸子
- ボランティア功労者・ボランティア功労団体／
薬真寺邑王 堅浦ひまわりの会
- 優良盛人クラブ／福寿会
- 盛人クラブ功労者／飯沼美笑子 大村安夫



子育て応援だより No.103



★ 福祉事務所 子育て支援班 ★

津久見市地域子育て支援センター

じゃん・けん・ぽん 12月の主なイベント

● 毎週月曜日と金曜日も自由活動日として開所しています。お気軽にお越しください。

- 12月 1日(木) リズムあそび
- 12月 6日(火) 赤ちゃんDAY
- 12月 7日(水) 親子体操 講師 政岡靖子氏
- 12月 8日(木) 楽器あそび
- 12月13日(火) リズムあそび
- 12月14日(水) プレママ・プレパパスクール
(詳細は福祉情報に掲載)
- 12月15日(木) おかあさんのティータイム
- 12月19日(月) クリスマス用帽子を作ろう
(とぎクラブとの交流)
- 12月20日(火) 身体測定
- 12月21日(水) クリスマス会(要予約)
- 12月22日(木) 誕生会
- 12月27日(火) 冬の製作
- 12月28日(水) 凧を作ってあそぼう

※6日は1歳未満の子ども・保護者の方が対象です。
 ※14日は通常の利用は12:30よりお願いします。
 ※21日は15日までに申し込みください。(電話可)
 ※29日から1月3日まで、お休みします。
 ※行事や活動内容は変更する場合があります。

● 問い合わせ先 子育て支援センター ☎83-5560

よいこのへやつくみ

レクレーション体操・ヨガでリラックス!

◎ 12月9日(金) 11時~12時
健康運動指導士 内田弘美さん

お母さんと一緒にエアロビクス

◎ 12月16日(金) 11時~12時
インストラクター 元永明美さん

※活動日は毎週月・水・金(9時~16時)です。

※保護者と一緒によいこのへやでお過ごしください。(無料)

※お子さんをお預かりします。お家の方の「ほっとタイム」を提供します。(1時間300円)

● ご利用・託児のお問い合わせ
 シルバー人材センター ☎82-3805
 よいこのへや(つくみ) ☎080-5272-4145

12月の児童館活動

なのはな児童館(地蔵町) ☎82-7287

やまびこクラブ 子どもお花教室

● 12月24日(土) 10時~11時

※利用料500円(花代)

どなたの参加も歓迎します。



ひとり親家庭「親と子どもで作ろう!かんたん料理教室」

● 日 時: 12月4日(日) 10時~12時

● 場 所: 市公民館調理実習室

● 持ち物: エプロン、三角巾

● 対象者: ひとり親家庭の方

● 定 員: 20名程度

※ 参加費材料費は無料です。気軽にご参加ください。

● 問い合わせ先 福祉事務所 渡邊 ☎82-9519



図書館ボランティア“たんぽぽ”

絵本の読み聞かせ・紙芝居・

パネルシアターなどみんなで楽しく遊ぼう!

● 日時: 12月10日(土) 13時30分~14時30分

12月24日(土) 13時30分~14時30分

● 場所: 市民図書館2階会議室

● 問い合わせ先: 市民図書館 ☎85-0080

平成23年度子どもの安全を考える市民講演会

津久見市民の方を対象として、児童の虐待防止とその解決への取り組みの推進を図る事を目的として、市民講演会を開催します。詳細は下記のとおりです。お気軽にご参加ください。(入場料は無料です。事前申込等は不要です。)

● 日 時: 12月9日(金) 18時30分~

● 場 所: 津久見市役所 大会議室

● 内 容: 講演1「大分県における児童相談の現状」 大分県中央児童相談所

講演2「高崎山のサル社会」 講師(財)大分市高崎山管理公社 江川 順子 氏

● 対 象: どなたでも参加できます。

● 問い合わせ先: 福祉事務所 ☎82-9519



中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

10月から「子ども手当」が変わりました! 申請の受付をしています!

これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、全ての方の申請が必要です

■ 10月分からの支給額は以下のように変わります

変更前(平成23年9月分まで)	変更後(平成23年10月分～)
0歳～中学生 13,000円(一律)	0歳～3歳未満 15,000円(一律) 3歳～小学校修了前 10,000円(第1子・第2子) (第3子以降は15,000円) 中学生 10,000円(一律)

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月の手当は平成24年6月に支払われます。

■ 支給対象となる方は、これまでと変わる場合があります

申請をお忘れなく!

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方は、津久見市福祉事務所窓口へ申請してください。(※公務員の方は勤務先へ申請)

- 申請者／対象となる子どもを監護している生計の中心者(支給要件等が変更になっていますので、子どもと別居している場合等は下記までお問い合わせ下さい)
- 申請期間／平成24年3月末まで
※この期間の申請であれば平成23年10月からの子ども手当が支給されます。
※転入・転出・出生等の場合は随時申請が必要です。
- 申請に必要なもの
1. 印鑑(シャチハタ以外のもの)
2. 申請者名義の通帳
3. 健康保険証

■ 子ども手当 平成24年2月10日 支給について

子ども手当の支給について、平成24年3月末までに申請すれば平成23年10月からの手当を受けることが可能です。(転入・転出・出生等の場合は随時申請が必要です。ご注意下さい。)

ただし、平成24年2月10日の支払で支給を受けるためには、平成23年12月28日までの手続きが必要です。まだ手続きがお済みでない方は、早めに手続きを行ってください。

何かご不明な点等ございましたら、下記までご連絡下さい。

◎ 申請・問い合わせ先 / 津久見市福祉事務所 ☎82-9519



母子保健事業

4カ月児健診

12月1日(木) 市民会館
受付 13時15分～13時30分
対象 平成23年7月生まれ

10カ月児健診

12月1日(木) 市民会館
受付 13時30分～13時45分
対象 平成23年2月生まれ

1歳6カ月児健診

12月8日(木) 市民会館
受付 13時15分～13時30分
対象 平成22年5月・6月生まれ

5歳児健診

12月15日(木) 市民会館
受付 13時15分～13時30分
対象 平成18年10月・11月生まれ

※子どもさんの体調が悪い場合は、延期しましょう。
※母子健康手帳を持参してください。

食の「ごみゼロ」にチャレンジ!

毎日の生活を支える「食」も多くのエネルギー消費によって支えられています。「買い物」「調理」「片付け」のそれぞれの段階で、エネルギーや環境に配慮したエコ・クッキングにチャレンジしてみませんか。

Part 1. 買い物でごみゼロ!

できることから
はじめよう!

食材は使い切れる量だけ買おう

- ・使い切れずに腐敗させてしまうのは、もったいない
- ・冷蔵庫に食材を詰めすぎると電力の無駄使い

地元で取れる旬の食材、新鮮な食材を選ぼう

- ・旬の食材は新鮮で安心
- ・地産地消は栽培、輸送、保存に余分なエネルギーがかからない

容器包装の少ない物を選ぼう

- ・詰め替え用や簡易包装の商品を選び、ごみを減らそう

マイバッグを持参しよう

- ・ごみの減量や資源の節約

健康推進課・環境保全課

インフルエンザにご注意!

※案内時に同封した問診票を記入のうえ持参してください。

例年、冬のシーズンを迎えると、インフルエンザが流行します。発病予防や重症化予防としては、予防接種が効果的です。予防接種の効果は接種してから1ヶ月後ぐらいから出てきます。遅くとも12月中には接種しましょう。

※65歳以上の方には予防接種の補助があります。

個人負担 2,000円
補助 1,500円

また、うがい・手洗いも感染症予防には有効です。うがいは、帰宅時、人込みから出た時、喉が乾燥している時、調子の悪い時、空気が乾燥している時など1日数回行うことが効果的です。

手洗いは、調理・食事の前、トイレを使用した後、くしゃみや鼻をぬぐった後です。石鹸で15～20秒、手のひら、手の甲、指の間などていねいに洗い、流水で洗い流しましょう。洗った後は手をしっかりと乾かすことも大切です。

不妊治療費助成事業

不妊治療を行っている夫婦に対し、不妊治療費助成金を給付することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てる環境づくりを進めます。

- 助成対象者／婚姻後1年以上経過した夫婦。本市に住所を有し、1年以上経過している方
- 助成対象費用／人工授精、体外受精、顕微授精等の医療保険適用外の不妊治療です。ただし、入院費や食事代など治療に直接関係のない費用は含みません。
- 助成金額／年間に10万円
 - ・1回の申請が10万円に満たない場合は、年度内に10万円を限度に何度でも申請できます。
 - ・大分県不妊治療費等助成制度を優先的に活用し、その額を控除した後、助成します。
- 助成期間／通年5年度まで
- 申請方法／助成金申請書のほか必要書類についてご説明しますので、健康推進課までお越し下さい。

※医療機関が発行した領収書または不妊治療の実施を証明できる書類、大分県不妊治療費等助成金交付決定通知書の写しを保管しておいて下さい。



平成23年度がん検診日程表

月 日	場 所	受 付 時 間	が ん 検 診	
			大腸がん 40歳以上の方が対象 ※70歳以上は無料	乳がん 超音波：30歳以上 マンモ：40歳以上
12月11日(日)	市役所大会議室	9時～10時	○	
12月17日(土)	市役所大会議室	9時～10時	○	
1月12日(木)	市役所保健室	8時～		●
2月19日(日)	市役所保健室	8時～		○●

※乳がん検診については次の点にご注意ください。

- ・定数に達した日程は掲載していません。
- ・事前に予約が必要です。定員に達し次第、締め切りますので予約はお早めに。
- ・表の●はマンモグラフィ検査、○は超音波検査になります。
- ・マンモグラフィ検査の対象者は、40歳以上で今年度中に偶数年齢になる方およびクーポン券の対象者のみです。その他の方は超音波検査となります。

※大腸がん検診は便潜血検査（便の検査）になります。

がん検診の無料クーポン券の期限が近づいています

津久見市では、がん検診の受診率を50%にあげることを目標として、一定の年齢の方々に、がん検診の無料クーポン券を配布しています。がん検診を受けることで、がんで亡くなる確率を減らすことができます。まだ、ご利用になられていない方は、ぜひこの機会にご活用ください。なお、乳がん・子宮がん検診については、医療機関でも利用できますが、大腸がん検診は、市が行なっている巡回型検診のみとなります。

※平成23年度のがん検診無料クーポン券は、平成24年1月31日までが期限となっています。

クーポン券を紛失された場合や、すでに職場の健診等で無料クーポン券を使わずに受診された方は、ご連絡ください。大腸がんの検査キットの配布については、随時市役所で行いますので、お問い合わせ下さい。

●対象者／平成23年4月1日時点で以下の年齢の方

- 子宮がん検診：20、25、30、35、40歳の女性
- 乳がん検診：40、45、50、55、60歳の女性
- 大腸がん検診：40、45、50、55、60歳の男性および女性

●クーポン券が利用できる医療機関（下記以外の医療機関についてはお問い合わせください）

		病 院 名	住 所	電 話 番 号
子宮 がん 検診	津久見市	薬師寺医院	津久見市入船西町11番24号	0972-82-3085
	佐 伯 市	ミタライクリニック	佐伯市蒲江大字蒲江浦2494番地1	0972-42-0735
		やぐちレディースクリニック	佐伯市西谷町1番27号	0972-20-3322
		西田病院	佐伯市大手町3丁目3番24号	0972-22-0180
		産婦人科すがのウィメンズクリニック	佐伯市鶴岡西町2丁目113番地	0972-23-3131
	臼 杵 市	臼杵市医師会立市民健康管理センター	臼杵市大字戸室字横井谷1140番地の1	0972-62-2526
		さくら産婦人科医院	臼杵市大字野田278番地	0972-63-4103
乳 がん 検診	佐 伯 市	健康保険南海病院	佐伯市常盤西町11番20号	0972-22-0547
		渡町台外科病院	佐伯市長島町3丁目13-12	0972-22-7500
	臼 杵 市	臼杵市医師会立市民健康管理センター	臼杵市大字戸室字横井谷1140番地の1	0972-62-2526

◎申込・問い合わせ先／健康推進課 ☎82-9523（内102・106・107・109）



環境ひろば No.73



冬期の「節電」へのご協力をお願いについて

原子力発電所の停止に伴い、今後の電力需給は厳しい見通しです。冬の電力需要がピークを迎える平成23年12月1日から平成24年3月31日まで、できるだけ省エネルギー・節電にご協力をお願いします。

特に、平成23年12月19日(月)～平成24年2月3日(金)の平日8時～21時(12/29～1/4は除く)については、5%以上の節電にご協力をお願いします。

節電はいつすれば？

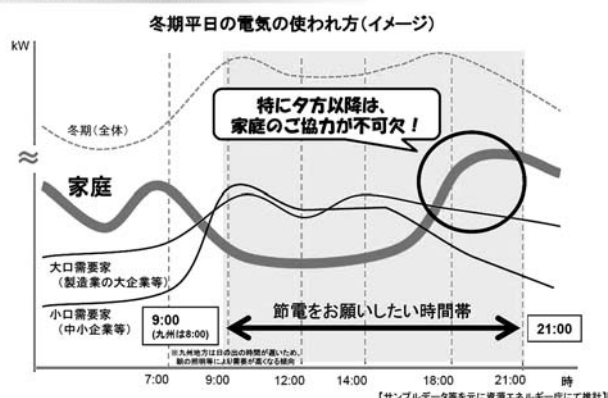
12～3月の朝夕は暖房需要が増えます。

8時から21時、特に夕方(17時～20時)の節電をお願いします。

消費電力の大きい電気製品は、平日の朝夕を避けて使いましょう。

(電気カーペット、電気ストーブ、ジャー炊飯器、電気ポット、電子レンジ、IHクッキングヒーター、ドライヤー、洗濯乾燥機、掃除機など)

家庭の電気の使い方の特徴は？



青江川・津久見川の水質調査について

津久見湾に流れ込む青江川・津久見川の現在の水質がどのような状態なのか、調査を行ないました。その結果は、以下のとおりです。

	水素イオン濃度 (PH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	全亜鉛
青 江 川	8.0	7.3	0.5未満	2未満	0.01未満
津 久 見 川	7.7	7.0	0.5未満	1未満	0.01未満
環 境 基 準 値	6.5～8.5	7.5mg/ℓ 以上	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下

(注) 環境基準値は、一番厳しい自然探勝等の環境保全等に使用されるAA類型の値を比較対照としました。

青江川・津久見川とも、環境基準は、溶存酸素量が基準値には少し足りませんが、これは、河川の水量が少ないためで、特段の問題はありません。

年末・年始の可燃ごみ収集日程

	収 集	持ち込み
12月27日(火)	青江・堅浦・長目地区および千怒区	16時まで
12月28日(水)	—	16時まで
12月29日(木)	津久見地区(千怒区を除く)日代・四浦地区	16時まで
12月30日(金)	青江・堅浦・長目地区および千怒区	12時まで
12月31日(土)～1月3日(火)	休 日	休日

◎問い合わせ先 環境保全課 ☎82-9513

お知らせ

12月の納税

(保険料を含む)

- 固定資産税 ③
- 国民健康保険税 ⑦
- 介護保険料 ⑥
- 後期高齢者医療保険料 ⑥

相 談

大分県行政書士会

無料相談会

毎月第3水曜日

▼日時 12月21日(水)

13時～16時

▼場所 大分県行政書士会

大分市城崎町1-2-13

大分県住宅供給公社ビル3階

▼相談内容 遺言・遺産相続・

成年後見相談・不動産関連・

建設業許可申請・交通事故

自賠責保険金請求・内容証

明・法人設立・車の登録・

各種許可認可申請・その他

▼問い合わせ先

大分県行政書士会事務局

☎097(537)7089

定期行政相談

毎月第3水曜日

役所や公社などの仕事に関する苦情・意見・要望等を行う行政相談委員がお聞きします。お気軽にご利用ください。

※相談無料・秘密厳守

▼日時 12月21日(水)

10時～12時

▼場所 市役所会議棟会議室

▼問い合わせ先

行政相談委員 伊東正一

☎82-4468

巡回特別労働相談

労働に関する相談を弁護士、社会保険労務士、行政機関の職員がお受け致します。

▼日時 12月19日(月)

▼受付 13時15分～16時15分

▼場所 県佐伯総合庁舎

4階大会議室

▼対象 中小企業等の労働者

および使用者

▼相談内容 労働問題全般に

関すること

▼相談方法 来場または電話

による相談

※相談無料、秘密厳守、予約

不要

▼問い合わせ先

大分県労政・相談情報センター

☎0120(601)540

(フリーダイヤル)

電話相談および

携帯・公衆電話からは

☎097(532)3040

看護への道・

看護の仕事紹介

中・高校生をはじめ保護者等を対象とした、看護の仕事や看護系大学・看護専門学校等への進路相談会です。

直接、看護系大学や看護専門

門学校の方から学校情報を聞

くことができます。

▼日時 12月24日(土)

10時～12時30分

▼場所 大分県看護研修会館

大研修室

大分市大字豊饒

▼対象 310番地の4

方々 中・高校生、一般の

▼内容 看護の仕事紹介・学

校紹介・参加学校への個別

相談・看護職の仕事等につ

いての相談・その他の進路

相談

▼主催 社団法人 大分県看

護協会

▼後援 大分県教育委員会

▼問い合わせ先

社団法人 大分県看護協会

内 大分県ナースセンター

(木村)

☎097(574)7136

歳末たすけあい募金へご協力をお願いします

12月1日から31日は「歳末たすけあい運動月間」です。

社会福祉協議会では、市民の皆さんからお寄せいただいた募金により、重度の障がいがある方や、寝たきりおよび一人暮らしの高齢者の方へ、歳末の見舞品等を届ける事業を行っています。

募金につきましては社会福祉協議会と地域包括支援センター社協の窓口で受け付けておりますが、運動月間に合わせて下記のとおり募金活動を実施します。

皆様のあたたかいご協力をお願いいたします。



■12月1日から、市役所本館1階の階段下に、歳末たすけあい募金用の募金樽を設置しています。

■12月13日(火)の午前11時から正午までの間、マルシヨク津久見店様、マルミヤストアー津久見店様、コープつくみ様の店頭にて、街頭募金活動を行います。

●問い合わせ先・募金の受付 / 津久見市社会福祉協議会 ☎82-5000
地域包括支援センター社協 ☎82-4124

無料法律相談

毎月第4木曜日

大分県司法書士会では、近年多発している消費者金融、借金などのトラブルや認知症の方へのサポートなど、司法書士の知識経験を活かし、無料法律相談を開催いたします。お気軽にご利用ください。

(要予約)

▼日時 12月22日(木)

13時～16時

▼場所 市役所会議棟会議室

▼問い合わせ先

市民生活課 ☎82-2008

消費者の皆さん

困っていませんか？

毎月第1・第3木曜日

振り込め詐欺や悪質商法により被害にあう人が絶えません。悪質業者はいろいろと新しい手口で、高齢者や若者を狙ってきます。困ったときは早めに相談しましょう。相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

▼日時 12月1日(木)・15日(木)

13時30分～16時30分

▼場所・問い合わせ先

市民生活課 ☎82-2008

不動産のもめ事で

困っていませんか？

毎月第2月曜日

(社)大分県宅地建物取引業協会白津支部では、宅地建物の取引や借家に関する相談所を開設いたします。相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

▼日時 12月12日(月)

10時～12時

▼場所

よらんせ(津久見駅前通り)

▼問い合わせ先

(社)大分県宅地建物取引業協会白津支部

☎62-5676

労働相談ホットライン

大分県労連・労働相談センターには、年間200件程の労働相談が寄せられています。労働問題で困ったときに相談できるところを知らない人がたくさん存在しています。そこで、次の日程で労働相談ホットラインを開設し、権利の保障をすすめる活動をおこないます。

▼日時 12月6日(火)

10時～19時

▼内容 パート、アルバイト等を問わず、解雇、賃金・残業代不払い、休日、パワ

ハラなどの問題に対する相談に応じます。

▼対応 電話および面談(社会保険労務士、労働組合役員が対応します)

▼相談電話および面談場所

フリーダイヤル

0120(378)060

大分市大字下郡1602-1

保険医会館2F-4号室

試験

大分県臨時職員採用候補者名簿登録試験

▼募集期間

平成23年12月12日(月)～

平成24年1月10日(火)

▼試験日(予定)

平成24年1月29日(日)

▼問い合わせ先 大分県人事課

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/11200/rinjisyokunsaiousiken.html>

☎097(506)2311

※応募書式等は平成23年12月5日(月)から県のホームページに掲載し、県庁人事課や

県の各振興局等でも配布します。

大分県教育委員会非常勤職員等採用候補者名簿登録試験

▼募集期間

平成23年12月12日(月)～

平成24年1月10日(火)

▼試験日(予定)

平成23年1月29日(日)

▼問い合わせ先 大分県教育委員会 教育人事課

<http://kyouiku.oita-ed.jp/list-school-teacher-rinji.html>

☎097(506)5438

※応募書式等は平成23年12月5日(月)から大分県教育委員会のホームページに掲載し、大分県教育庁教育人事課や各教育事務所でも配布します。

大分県立盲学校

高等部生徒募集

▼教育内容 高等学校(普通科)に準ずる教育・知的障がい教育特別支援学校に準ずる教育・「あん摩・はり・きゅう師」を目指す職業教育

▼出願資格

○視覚障がい有する者

・両眼の視力(矯正)がおおむね0.3未満の者

・視力以外の視機能障がいが高度の者で、文字等の視覚

による認識が困難な者

○視覚障がい(主)に加え、他の障がい(併)を併せ有する者

○知的障がい(主)に加え、視覚障がい(併)を併せ有する者

▼募集学科と定員

○本科(中卒者)

・普通科

重複障がい学級 3名

単一障がい学級 8名

○専攻科(高卒以上)

・保健医療科

・理療科

8名

▼出願期間

平成24年2月13日(月)～

平成24年2月17日(金)

※前期願書配布

平成23年12月12日(月)～

平成24年2月10日(金)

▼面接・適正検査

平成24年2月28日(火)

●学力検査

平成24年3月6日(火)

▼合格発表

平成24年3月8日(木)

▼願書請求先・問い合わせ先 大分県立盲学校 教務係

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番75号

☎097(532)2638

☎097(532)2636

※「視覚障がい」に関する教育相談を随時行っています。

お気軽に電話でお問い合わせください。

その他のお知らせ

「じゅづめ祭り」

開催決定

第16回「しらうめ祭り」

▼日時 平成24年2月26日(日)

9時30分～13時

▼場所 白梅荘(徳浦宮町)

▼内容 演芸・物品販売・バザー・フリーマーケット・ゲームコーナー・軽食と喫茶コーナー・介護機器用具展示と相談コーナー・作品展示・くじ引き

※出演者大募集!!
※フリーマーケットおよび物

品販売出店者募集中
▼問い合わせ先 白梅荘

☎82-10345

担当 深江・川元・石井



農業委員会委員

選挙人名簿登録申請

農業委員会委員選挙人名簿は、農業に従事されている方の申請により作られます。この名簿に登録漏れになりますと、たとえ選挙権があっても投票もリコールの請求もできません。

津久見市内に住所を有し、年齢が満20歳以上の方(今回は、平成24年4月1日までに生まれた方)で、次の①か②に該当される方は、平成24年1月10日までに申請をお願いします。

①実際に耕作している農地の面積の合計が10アール(1000㎡)以上ある方およびその同居の親族または配偶者で、おおむね年間60日以上農業に従事している者

②10アール以上の農地につき耕作業務を営む農業生産法人の組合員、または社員で、おおむね年間60日以上農業に従事している者

※申請書は、区長宅および選挙管理委員会事務局に設置しています。

▼問い合わせ先

選挙管理委員会事務局

☎82-4111

(内182)

時報の放送時間

変更のお知らせ

市では昨年度、住民へ迅速かつ的確に情報を提供することで災害発生時における被害等を最小限にとどめることを目的とした「津久見市情報伝達システム」を市内各地に構築し、今年度より運用を開始しています。

平常時には、各種行政情報のお知らせのほか、8時・12時・17時の3回、メロディによる時報の放送をおこなっています。時報については市民の皆様時刻をお知らせするとともに、無線が正常に起動していることを確認するためのもので、運用開始から約8か月の間、市民の皆様から様々なご意見等が市に寄せられました。

市としては、これらのご意見およびライフスタイルの変化や価値観の多様化などの社会状況を踏まえ、時報の放送については、12月1日(木)から12時の1回のみに変更いたします。市民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

▼問い合わせ先

総務課 行政・財務班

☎82-4115

12月1日 緊急速報「エリアメール」による情報配信を開始!

「エリアメール」とは、NTTドコモの携帯電話向け災害情報伝達サービスで、気象庁が配信する「緊急地震情報」に加え、市から配信する緊急性の高い「災害・避難情報など」を、市内のNTTドコモの携帯電話基地局エリアの範囲内にある受信機能を持つ携帯電話に一斉配信するサービスです。

津久見市の通信エリア内にいる利用者に対して配信されるため、仕事や観光などで津久見市内に訪れている方へも配信されます。

エリアメールが配信されると専用の着信音とともに、携帯電話の画面に配信内容が自動で表示されます。

- 設定方法／エリアメールの受信設定は、携帯電話端末のメニュー画面「メール」→「エリアメール設定」→「受信設定」→「利用する」を選択してください

※エリアメール非対応の携帯電話端末やNTTドコモ以外の携帯電話端末では利用できません。

※圏外や通信中の場合は受信できません。(再受信も不可)

- 料 金／通信料、月額使用料、情報料は無料です。

今後、他の携帯電話事業者から同様の配信サービスが提供されることとなった場合には、順次導入を検討していきます。

(「エリアメール」は株式会社NTTドコモの登録商標です。)

◎ 問い合わせ先 / 総務課 行政・財務班 ☎82-4111 内線242・247・249

母親クラブ「ぽけっとハート」からお知らせ

ポケットX・mastトークを下記のとおりおこないます。ゲームやお茶を飲みながら楽しく子育ての話をします。興味のある方は親子で参加して下さい。

▼日時 12月11日(日)

10時～11時30分

▼場所 フラワーキッズ

(地藏町)

▼対象 子育て中の保護者

(子どもの参加も可)

※事前申込等が必要ありません。当日参加も可能です。

▼問い合わせ先(19時以降)

ぽけっとハート(戸田)

☎8212955



津久見市公平委員会 公平委員の紹介

このたび、津久見市公平委員会において、新たに石堂忍

委員長が選任されました。

(敬称略)

委員長 石堂 忍(中田町)

委員長職務代理

西瀧 常博(港町)

委員 石井 英一(津久見)

償却資産の申告時期が近づきました

◆償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械や器具、備品など有形固定資産を償却資産といいます。

◆償却資産があるときは

事業用の資産の所有者は、持っている資産の多少にかかわらず、毎年1月1日現在の所有状況を1月末日までに申告していただくことになります。償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります。

◆償却資産にはこんなものがあります

【構築物】広告塔、駐車場の舗装、立体駐車場、庭園等
【機械および装置】建設用工作機、食料品・品物の加工または製造設備、印刷機械等
【船舶・航空機】漁船、運搬船等
【車輛および運搬具】大型特

殊自動車(ホイールクレーン、タイヤローラー、フォークリフト等の00・99ナンバープレートのもの)ただし、自動車税・軽自動車税の対象になっているものは除きます。

【工具・器具および備品】事務用機器類・複写機・パソコン等、測定工具、ルームクーラー、陳列ケース、自動販売機、理・美容機器、医療用機器、歯科診療用ユニット等

▼問い合わせ先

津久見市 税務課 資産税班

☎8214111

(内130)

市民図書館「新刊案内」

- ☆金平糖の降るところ……………江國 香織
- ☆破断 越境捜査3……………笹本 稜平
- ☆百歳……………柴田 トヨ
- ☆これが本当の「冷えとり」の手引き……………進藤 義晴
- ☆おまえさん(上)・(下)……………宮部 みゆき
- ☆悪道 西国謀反……………森村 誠一
- ☆「想定外」の罠……………柳田 邦男
- ☆サラリーマン川柳 いちおし傑作選……………やく みつる(他)選

このほかにも週一回のペースで本を購入しています。

市民図書館の電話番号は☎85-0080です

市民図書館より年末年始の 休館日のお知らせとお願い

12月28日(水)～1月4日(水)まで休館となります。お間違いのないようをお願いいたします。なお、休館中の返却は、玄関横の「ブックポスト」をお願いいたします。

●問い合わせ先／市民図書館 ☎85-0080

『赤とんぼは歌う』 生演奏で歌謡ショー

気仙沼がんばれ!! 東日本大震災チャリティコンサート

男女各5名が出演し、生演奏で歌謡ショーを開催します。お誘いあわせのうえ、ぜひご来場ください。

- 日 時／12月18日(日) 14時～(開場13時)
- 場 所／市民会館 大ホール
- 入 場 料／前売券 500円(当日 700円)
- 主 催／赤とんぼ
- 協 賛／生演奏で歌う市民の会
- 特別出演／現代箏曲研究会(後藤歌月 先生)
トロンボーン三重奏
- 問い合わせ先／赤とんぼ事務局(松本)
☎090-5285-8101

今冬の節電へのご協力のお願いについて

九州電力では、原子力発電所の運転停止が継続する状況の中、電力供給確保のための検討を進めてまいりましたが、今冬の電力需給はきわめて厳しい見通しとなります。

このため、今冬におきましても、今夏にお願いした「節電(省電)」のご協力を引き続きお願いいたします。

【お願いの内容】

- ・ 12月1日～3月30日の平日においては、みなさまの生活や経済活動に支障のない範囲で節電をお願いします。
- ・ 特に12月19日～2月3日の平日の8時～21時については、さらに需給状況が厳しくなるため、5%以上を目標に節電へのご協力をお願いします。

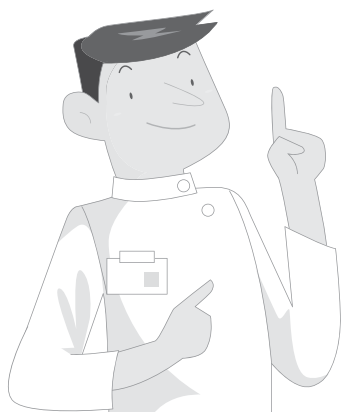
※12月29日～1月4日を除く
みなさまには、ご不便とご迷惑をおかけし誠に申し訳ございませんが、節電へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ジェネリック医薬品利用差額通知を発送します

国保の財政運営は、加入者の高齢化や疾病による医療機関への受診率の向上および医療技術の高度化などに伴い、医療費が年々増加し大変厳しい状況です。

このため、加入者の負担の軽減と医療費の削減を目的に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に一定金額以上の自己負担額の削減が見込める方を対象に「ジェネリック医薬品利用差額通知」を発送します。

国保の医療費削減のため、加入者皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。



◆◆ジェネリック医薬品とは？◆◆

ジェネリック医薬品とは、医師の処方が必要とする医療用医薬品のうち、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後、開発メーカーとは別のメーカーが製造発売する医薬品のことで、価格が新薬に比べて低く、同様の有効成分、効能・効果を持つ医薬品のことです。

※ただし、ジェネリック医薬品がない薬や、医師の治療方針で後発医薬品を使わない場合がありますので、注意してください。また、現在は多くのジェネリック医薬品がありますので、すでに処方されていることがあります。

◎ 申込・問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4111 (内線136)

国保に加入されている方へ 特定健康診査 追加健診のお知らせ

特定健診を受けましたか? ～ 健診から健康づくりをはじめましょう ～

下記の日程で、追加の特定健康診査を行います。今年度、まだ受診されていない方は是非、この機会に受診しましょう。

年に1回は健診を受け、自分の健康状態を確認し、生活習慣病予防に役立てましょう。

※健診を希望される方は、問い合わせ先まで予約をお願いします。

日 時	場 所	受付時間
12月11日(日)	市役所大会議室	9時～10時
12月17日(土)	市役所大会議室	9時～10時

※ 受診の際は『保険証・受診券』を持参してください。

※ 社会保険の被扶養者の方が受診する場合は、被保険者ご本人のお勤め先にお問い合わせ下さい。

※ 40歳未満の国保被保険者・社保被扶養者の方には受診券が発行されません。被保険者証のみをご準備下さい。



◎ 申込・問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4147

川野 豊助 84 大字堅浦
小野 毅 67 大字上青江
高野 春雄 62 大字千怒
川野 敦司 49 中央町
永野 俊宏 69 大字津久見
薬師寺正子 96 大字津久見

おくやみ
10月16日～
11月15日
届出分



大野未咲紀 和則 セメント町
内田琉之介 剛司 立花町
木許賀瑠 竜一 大字津久見
瀧本祥瑚 峰照 大字堅浦
梅田港都 倉人 徳浦本町
加藤慶士 雅文 大字千怒
下戸愛加 啓蔵 大字津久見浦
戸田葵唯 耕三 大字四浦
川野七結 祥一 大字千怒
野下紡希 修 大字千怒
小野杏珠 大輔 大字上青江

**お誕生
おめでとう**
10月16日～
11月15日
届出分

俳句

八月なる児が高這いより膝を曲げ足裏そろえて今日は正座す
一杯のコーヒーに心癒されてまた書き始め条幅の文字
五十川加代(津久見合同短歌会)
高野ムツエ(津久見合同短歌会)

陶工は分家認めず石路の花
犬と子の散歩土産の牛膝
たまぐれ暮色いろめく石路の花
粧いの指に残りし冬の紅

川柳

三日坊主の誓った決意も早師走 里形えいけん(津久見川柳会)
いそがしい日々を重ねて師走来る 中谷艶子(津久見川柳会)

広戸秋義(橘俳句会)
佐藤浩(橘俳句会)
石井トヨ子(津久見俳句会)
富宿敏子(津久見俳句会)

うばめ園リサイクル日程	
12月 1日(木)	堅浦・徳浦
12月 2日(金)	彦ノ内・岩屋・大友
12月 5日(月)	川内・青江・川上・畑・岩屋口
12月 6日(火)	西ノ内・中田 (中田町1・2番を除く)
12月 7日(水)	宮本・上宮本・立花・中田町 (1・2番)
12月 8日(木)	警固屋・入船
12月 9日(金)	中央・高洲・福
12月12日(月)	千怒
12月13日(火)	日代
12月14日(水)	堅浦・徳浦
12月15日(木)	川内・青江・川上・畑・岩屋口
12月16日(金)	四浦
12月19日(月)	長目
12月20日(火)	彦ノ内・岩屋・大友
12月21日(水)	宮本・上宮本・立花・中田町 (1・2番)
12月22日(木)	警固屋・入船
12月26日(月)	千怒
12月27日(火)	西ノ内・中田 (中田町1・2番を除く)
12月28日(水)	中央・高洲・福
1月 4日(水)	宮本・上宮本・立花・中田町 (1・2番)
1月 5日(木)	川内・青江・川上・畑・岩屋口

《9月降下ばい塵測定結果》
t/km/月

青江小学校 0.9	小園町 1.4
入船公民館 1.4	西ノ内 1.0
合の元町 1.7	港町 6.6
堅浦 1.1	元町 3.1
岩屋口 1.0	高洲町 2.6
平均	
45年度 21.45	20年度 3.2
21年度 2.6	22年度 3.2

9月の降水量 740.5mm

《10月交通事故情報》

人身事故	6	前年	1
累計	39	"	31
死者	0	"	0
累計	1	"	0
負傷者	9	"	1
累計	47	"	33
物損事故	24	"	17
累計	202	"	189

《10月の出火件数》

区分	火災
件数	0件
損害見積額	—
発生場所	—
今年の累計	
件数	6件
損害見積額	846千円

《10月の救急出場件数》

種別	出場件数
火災	0
自然災害	0
水難事故	0
交通事故	6
労働災害	0
運動競技	1
一般負傷	9
加害	0
自損行為	0
急病	44
転院等	25
合計	85
累計	853

《10月の大気汚染測定結果》

SO ₂ ……………二酸化硫黄(PPM)				
SPM……………浮遊粒子状物質(mg/m ³)				
	一日平均値	1時間値		
	環境基準値	測定値	環境基準値	測定値
SO ₂	0.040	0.004	0.100	0.016
SPM	0.100	0.045	0.200	0.082

《10月の放流水検査結果》()内は瀬戸内基準による

	協定基準値	浄化センター	最終処分場	基準値	終末処理場	
COD	30(20)以下	4.1	6.8	20以下	4.9	mg/l
BOD	20以下	1.0	1.9	20以下	1.8	mg/l
SS	25以下	2	5.4	25以下	1未満	mg/l
色度	30以下	5	7	—	—	度
大腸菌	1,000以下	0	34	3,000以下	0	個/cm ³

日直・当番

12月3日(土)～1月3日(火)

救 急 医

12月 4日(日)	小 宅 医 院	☎82-2015
12月11日(日)	池 邊 整 形 外 科	☎82-3588
12月18日(日)	金 田 医 院	☎82-2881
12月23日(金)	つくみクリニック	☎85-0055
12月25日(日)	小 田 ク リ ニ ッ ク	☎82-0280

※12月30日(金)～1月3日(火)は中央病院 ☎82-1123
※市報発行後変更する場合があります。

消防署 ☎82-3000で確認してください。
平日の当番医と同じ番号で確認できます。

歯 科 医

(臼津歯科医師会) 9時～18時

12月 4日(日)	中央 歯 科 医 院 (白)	☎63-1046
12月11日(日)	増 村 歯 科 医 院 (津)	☎82-9288
12月18日(日)	白杵矢田歯科医院 (白)	☎63-1168
12月23日(金)	つかもと歯科医院 (津)	☎85-1182
12月25日(日)	秋岡デンタルクリニック (津)	☎82-8228
12月29日(木)	安 藤 歯 科 医 院 (白)	☎63-6152
12月30日(金)	いとう歯科こども歯科 (白)	☎63-4182
12月31日(土)	こながわ歯科医院 (白)	☎63-2121
1月 1日(日)	金 田 歯 科 医 院 (白)	☎62-3012
1月 2日(月)	佐 藤 歯 科 医 院 (白)	☎62-2755
1月 3日(火)	川 野 歯 科 医 院 (津)	☎82-5354

水 道 修 理

12月 3日(土)	水道サービスセンター	☎82-1992
12月 4日(日)	㈱ 後 藤 設 備 鉄 工	☎82-2740
12月10日(土)	水道サービスセンター	☎82-1992
12月11日(日)	高 山 水 理 工 業	☎82-2426
12月17日(土)	水道サービスセンター	☎82-1992
12月18日(日)	(有) 松 岡 水 道 工 業	☎82-1315
12月23日(金)	(有) 亀 井 水 道 工 業 所	☎82-2233
12月24日(土)	水道サービスセンター	☎82-1992
12月25日(日)	川 野 水 道 工 業 所	☎82-5563
12月29日(木)	㈱ 九 電 工	☎82-5228
12月30日(金)	㈱ 後 藤 設 備 鉄 工	☎82-2740
12月31日(土)	水道サービスセンター	☎82-1992
1月 1日(日)	高 山 水 理 工 業	☎82-2426
1月 2日(月)	(有) 松 岡 水 道 工 業	☎82-1315
1月 3日(火)	(有) 亀 井 水 道 工 業 所	☎82-2233

木下 哲夫	大村登美子	里谷 義成	西田喜佐一	小野善太郎	中谷 實	久保田明子	成松 愛子	吉良 チヨ	山本 ソメ	御船 忠二	大濱 濱男	神田比呂也	黒枝シズエ	小手川 紀
64	90	82	82	79	92	70	95	92	88	83	94	58	95	77
大字堅浦	大字津久見	大字日見	大字津久見浦	大字日見	大字網代	大字津久見	大字四浦	徳浦本町	大字上青江	入船西町	セメント町	セメント町	小園町	大字千怒

年金だより

年金出張相談のご案内

年金事務所では、偶数月の第4火曜日に津久見市公民館（警固屋）において出張相談をおこなっています。今月は12月27日（火）になっていますので、ご利用ください。

また、会場でお待ちいただく時間を短縮するため、予約制にしていますので、お知らせします。

○予 約 先 佐伯年金事務所お客様相談室
☎0972-22-1970

（年金手帳等をご用意のうえ、電話をしてください）

○実施時間 10時～15時

《問い合わせ先》

佐伯年金事務所 ☎0972-22-1970

源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。このうち、「老齢年金」の額が108万円以上（65歳以上の方は158万円以上）の方については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、「老齢年金」を受け取られている方全員に源泉徴収票を送付します。源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

※ 送付時期に関しては佐伯年金事務所にお問い合わせください。

《問い合わせ先》

佐伯年金事務所 ☎0972-22-1970

12月の行事

3日■歩こう会

9時30分 聖徳小学校前集合・出発→
内名散策、中津留達雄大尉墓碑へお参
り→11時 解散

8日■選挙人名簿縦覧(～12日)

8時30分～17時

選挙管理委員会事務局
※土・日曜日は宿直室

15日■おおいた年末年始の事故ゼロ運動

(～1月4日)

18日■「赤とんぼ」による東日本大震災支援 チャリティーコンサート

『赤とんぼは歌う』

14時～ 市民会館

23日■天皇誕生日

■津久見観劇会・津久見櫓の実会による
チャリティーコンサート

18時30分～ 市民会館



つくみのまちから ごみを減らそう

- 家庭で生ごみ処理＝ダンボールコンポスト
をご利用ください。
※申込先 うばめ園 ☎82-2642
- 生ごみに含まれる多量の水も処理していま
す。生ごみの水切りにご協力ください。
津久見市環境保全課 ☎82-9513

人口のうごき

10月31日現在

- 世帯数／8,844世帯 (+ 2)
- 人 口／男 9,611人(-14)
女10,866人(-10)
計20,477人(-24)
出生／12人 死亡／22人
転入／24人 転出／37人
- 面 積／79.55km²(H22.10.1現在)

【発行・編集】津久見市役所 秘書課
〒879-2435 津久見市宮本町20番15号
☎0972(82)9510 FAX0972(82)9520
ホームページ <http://www.city.tsukumi.oita.jp/>
✉tsu-hisyo@city.tsukumi.lg.jp



つくみっ子を募集しています。お子さんの
写真(デジタル画像也可)、お名前(ふりが
な)、性別、年齢(生年月日)、住所、電話番号、
保護者名、お子さんへのメッセージを添え
て、郵送またはEメールでご応募ください。
tsu-hisyo@city.tsukumi.lg.jp



石井 柚 楓 ちゃん(10ヵ月)

大字津久見

(親) 敬三さん

「元氣いっぱい、の笑顔にみんな癒
されます。
お兄ちゃんと仲良くな。」



高木 は な ちゃん(1歳)

大字千怒

(親) 幸一さん

「元氣いっぱい、はなの笑顔に
いつも いやされています。」



“すくすくつくみっ子” 募集中!

- 対 象／津久見市内にお住まいの乳幼児
- 必要なもの／①写真データまたは現像した写真 ※デジタルカメ
ラで撮影したものは200万画素以上をお願いします。
②お名前(ふりがな)、性別、年齢(生年月日)、住所、
電話番号、保護者名 ③メッセージ(50文字以内)
- 応 募 方 法／メール (tsu-hisyo@city.tsukumi.lg.jp) または
郵送(持参) ※写真は返却します。メールのタイ
トルは「すくすくつくみっ子」と記入してください。
(写真のファイルサイズは3MBまで)

詳しくは、市役所秘書課 ☎82-9510広報担当まで。

数年間撮りためた写真や市報の
データを保管しているHDDが壊れ
てしまいました。中身が消えてし
まうのではないかと血の気が引く
思いがしたものです。幸い、機器
の不調に気付くのが早く、被害は
少なく済んだのですが……最近
では仕事はほとんどパソコン中
心です。大量の資料は「データ化さ
れ、僅かなスペースに収納でき、必要
なときに簡単に検索できる。それ
はそれでとても便利なのですが、一
歩間違えるとすべてを一瞬で失
うことになりかねません。保管方
法もしっかり考える必要があります。
▼今年3月に発生した「東日
本大震災」。これほどの天災を想
定すると、果たしてどういった管
理をすればいいのでしょうかね？
少し怖くなってしまうました。

編集後記

「市報つくみ」は資源保護のため、再生紙を使用しています。